

アチェ紛争後社会の課題（1）： 和平再統合プログラムにみる被害者支援

著者	佐伯 奈津子
雑誌名	名古屋学院大学論集 社会科学篇
巻	54
号	2
ページ	159-182
発行年	2017-10-31
URL	http://doi.org/10.15012/00000951

[論文]

アチェ紛争後社会の課題 (1)

——和平再統合プログラムにみる被害者支援——

佐 伯 奈津子

名古屋学院大学国際文化学部

要 旨

2005年8月15日、フィンランド・ヘルシンキにおいて、自由アチェ運動（GAM）とインドネシア政府とのあいだで和平合意覚書が結ばれた。和平合意後、アチェでは、物理的暴力が激減するいっぽうで、紛争中にはみられなかった新たなタイプの暴力が増加している。本論文は、紛争後のアチェが直面する問題を明らかにすることで、永続的な平和を実現するための課題を検討する。本稿で分析した和平再統合プログラムにおける紛争被害者支援では、不明確な支援対象、元GAMメンバーなどによる強要や汚職、持続可能でない支援効果、中央の統制と不確実な資金調達などの問題がみられた。

キーワード：平和構築，紛争解決，復興支援，再統合，移行期正義

Challenges in post-conflict Aceh (1)

—— Reintegration assistance for victims ——

Natsuko SAEKI

Faculty of Intercultural Studies
Nagoya Gakuin University

1. はじめに

2005年8月15日、フィンランド・ヘルシンキで、自由アチェ運動（GAM：Gerakan Aceh Merdeka）とインドネシア政府が和平合意覚書（資料）に調印したことをもって、約30年つづいていたアチェの紛争は終結したとされる。

和平合意によって、紛争下で日常茶飯事となっていた武力衝突や、GAMメンバーないし支持者と疑われた人物の「強制失踪」・拷問・超法規的処刑など物理的暴力は激減した。和平合意の仲介をしたフィンランドのマルティ・アハティサーリ元大統領のノーベル平和賞受賞（2008年）が示すように、国際社会はアチェ和平を紛争解決の成功例として評価する。

そのいっぽうで、紛争後のアチェは、紛争中にはみられなかった新たな問題に直面した。

第一に、和平合意の契機となった2004年末スマトラ沖地震・津波の被災者支援〔佐伯2008〕、和平再統合プログラムにおける紛争被害者支援をめぐる問題だ。「第二のツナミ」と評されるほど、突如としてアチェに流れ込んだ支援は、その意図に反し、支援の受け手である被災者や被害者の分断を招いたり、新たな権力構造を生み出したりすることにつながった¹⁾。しかし、国連や国際機関、国際NGOが撤退し、支援の波が引くとともに、支援の問題は、アチェの人びとの主要なイシューではなくなる。

第二に、支援と並行するかたちではあったが、GAMの分裂が明白となっていった。GAMの分裂にともなう暴力は、2012年地方首長選挙のときに頂点に達した。アチェの統治をめぐる権力争いや、和平再統合プログラムの不平等な分配は、末端の元GAMメンバーに対し、自身の犠牲と30年におよぶアチェ独立闘争の意味を問い直すことを迫っている。

第三に、イスラーム法の「恣意的」な適用と排他主義・非寛容の高まりである。インドネシアで唯一イスラーム法が適用されているアチェでは、2013年にイスラーム刑法（*hukum jinayat*）に関するカヌン（イスラーム法規範）が制定されたのち、アチェの文化や伝統の名のもとに、女性や性的・宗教的少数者の自由や権利が侵害されるようになっている。

第四に、真相解明と責任追及に向けた取り組みが遅々として進まないことである。和平合意で定められた「真実と和解委員会」は、合意から12年たった現在も設置されておらず、紛争被害者にとっての移行期正義は実現していない。

本論文の目的は、以上のようなアチェが抱える問題から、紛争後社会の動態を分析することで、永続可能な平和を実現するための課題を明らかにすることである。第1回の本稿では、第一の問題、とくに和平再統合プログラムにおける紛争被害者への住宅支援についてまとめることとし、第2回以降、それ以外の問題について論じたい。

本稿は、紛争被害者の「証言」を中心に構成される。しかし、被害者の「証言」は、記憶や時期、調査者との関係に左右されるものである。紛争中には「夫はただの民間人だったのに、軍事

1) スマトラ沖地震・津波の復興支援が内戦終結につながったとして、支援のポジティブな側面を強調した研究に〔西2014〕がある。

作戦で殺害されてしまった」と嘆いていた女性が、紛争後には「夫はGAMメンバーだった」と述べるようになったり、「支援を受けたことがない」と訴えていた被害者が、実はすでに支援を受けていたりする。筆者がインタビューした被害者の多くは、どのように語れば、関心や支援を受けられるのか、意識的にであれ、無意識にであれ計算していた。少なくとも、被害者の「証言」は、虚偽でなくても、語ってもいいか否か取捨選択された情報で成り立っている（そして、そうでなければ、30年におよぶ紛争を生き残ることはできなかつただろう）。

そのため、筆者は、時期を変えてインタビューを実施したり、ほかの被害者からの「証言」と照合したり、可能な限りの確認作業を心がけた。それでも、被害者の「証言」を解釈し、記述するプロセスにおいても、研究者の主観を完全に排除できるものではなく、「証言」をもとに論文を構成することは、正確性や客観性を担保し得ないかもしれない。

しかし、筆者があえて被害者の「証言」を中心に据えるのは、それがアチェの被害者とそれ以外の「温度差」を埋める作業だと期待するからだ。インドネシア地域研究者の松野明久は、この「温度差」を「距離感」と表現し、以下のように説明する。

大変なできごととは濾過され、調整されたニュースの言説となって、日々われわれのもとに届けられる。ひとりひとりの犠牲者はなお遠い存在であり、われわれの意識はそれによってかき乱されることがないほどに、こうした状況に適応している [大阪外国語大学グローバル・ダイアログ研究会2006：192]。

被害者と同じ体験をすることはできなくとも、被害者の「証言」をもとに追体験することで、被害者のリアルに迫れないだろうか。被害者一人ひとりの悲しみ、怒り、悔しさ、もしくは希望を想像できないだろうか。これらの思いが、アチェの人びとをアチェ独立運動に参加させ、さらに和平合意として結実させたことを考えたとき、被害者の「証言」は、正確性や客観性を超えた意味をもつだろう。

2. アチェ和平再統合プログラム

一般的に、紛争終結後、復興と平和構築を目的として取り組まれるのが、「武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR: Disarmament, Demobilization, Reintegration)」である。6章から成るアチェ和平合意覚書で「3. 恩赦と社会への再統合」に1章が割かれていることからわかるとおり、DDRの「R (Reintegration)」は、和平の成否を握る重要なプロセスのひとつとされる。

この再統合を促進するため、和平合意では、インドネシア政府とアチェ州が元GAM戦闘員、恩赦を受けた政治犯、紛争被害者に対する経済支援を実施することになり、そのための再統合基金がアチェ政府の権限下に設置されると定められた(和平合意覚書3.2.3.)。インドネシア政府は、十分な農地か資金をアチェ政府に配分し、アチェ政府が適切な農地、仕事あるいは社会保障を与える。

この合意内容を受け、紛争予防、地域経済開発、貧困解消、法・人権の確立を目的として、「アチェ和平再統合プログラム」を実施することになったのが、2006年2月に設置されたアチェ和平再統合庁（BRA：Badan Reintegrasi Damai Aceh）である²⁾。

何か月もの空白の後、ついに2月、再統合計画は大きな進展をみた。アチェ州知事が社会復帰を実施するために、和平再統合庁（BRA）を設立した。元兵士や政治犯、住民への長期的な経済計画を実施し、紛争被害者が普通の生活に戻るために支援することになった。

急いだのには実はわけがあった。政府は再統合のために2005年度予算に100万ドル以上を計上していたが、2006年4月末までにこの金が使われなければ、ジャカルタの国庫に返還しなければならない。アチェ人は誰もそれを望まなかった [メリカリオ2007：250]。

インドネシア政府は2006年までに6000万ドル、2007年に7000万ドルの配分を、国際金融機関は2006年4月までに、約2億7500万ドルの支援を約束していた。欧州委員会、国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）、日本、米国国際開発庁（USAID：U.S. Agency for International Development）、世界銀行、国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）、国連児童基金（UNICEF：United Nations Children's Fund）も和平再統合プログラムの実施を支援することになった。

こうした資金を受けて、BRAは以下11の支援を開始した（表1）。

- (1) 元アチェ民族軍（TNA：Tentara Nasional Aceh）³⁾メンバーへの経済支援
- (2) 元政治犯への経済支援
- (3) 元GAM非戦闘員への経済支援
- (4) 和平合意前に投降した元GAMメンバーへの経済支援
- (5) 元PETAメンバーへの経済支援
- (6) 紛争被害者への経済支援
- (7) 弔慰金
- (8) 紛争障がい者への支援
- (9) 医療支援
- (10) 家屋支援
- (11) 平和文化強化プログラム

BRAの支援対象は、和平合意覚書3.2.5.で定められたとおり、元GAM戦闘員、恩赦を受けた政治犯、紛争の被害を示すことのできた住民である。反GAMの民兵組織である「祖国防衛者（PETA：Pembela Tanah Air）」メンバーとその家族も紛争の被害者とみなされた。紛争被害者で

2) 2006年2月11日付「元GAMメンバーの社会再統合に関するアチェ州知事決定（Keputusan Gubernur Provinsi NAD No. 330/032/06 tentang Pembentukan Badan Reintegrasi Mantan Anggota GAM ke dalam Masyarakat）」による。

3) GAMは文民部門と軍事部門に分かれており、TNAはその軍事部門である。

アチェ紛争後社会の課題（1）

表1 和平再統合プログラム

プログラム	対象人数	内容	金額（ルピア）
TNAメンバーへの経済支援	3000人	1人2500万ルピア/GAM地域司令官を通じて供与/対象はアチェ移行委員会（KPA）が提案しアチェ監視施設団（AMM）が推薦	75,000,000,000
元政治犯への経済支援	1500人(2006年)	1人1000万ルピア/対象は法・人権省と国際移住機関（IOM）インドネシア代表事務所のデータにもとづく	20,350,000,000
	535人(2007年)		
元GAM非戦闘員への経済支援	6200人	1人1000万ルピア/GAM地域司令官を通じて供与	62,000,000,000
和平合意前に投降したGAMメンバーへの経済支援	3204人(2005～2007年)	1人1000万ルピア	37,040,000,000
	500人(2008年)		
元PETAメンバーへの経済支援	1000人(2005年)	1人1000万ルピア/2007年以降は社会局が担当	40,000,000,000
	3000人(2006年)		
紛争被害者への経済支援	1059人	1人1000万ルピア/ほかに郡開発プログラムの枠組みでの対象2万1738人	10,590,000,000
弔慰金	517人(2005年)	2002年、アズワル・アブバカル副知事（のちに州知事代行）時代に決まる(軍事戒厳令で中断)/毎年1人300万ルピア/2005年は村長、宗教指導者、公務員のみ/受取人全体の56%が女性	125,130,000,000
	1万9597人(2006年)		
	2万1596人(2007年)		
紛争障がい者への支援	550人(2006年)	1人1000万ルピア	15,500,000,000
	1000人(2007年)		
医療支援	1670人	通院時の治療費、交通費、食費の支給	10,250,000,000
住宅支援	3253軒(2005年)	1軒3500万ルピア	280,228,500,000
	1725軒(2006年)		
	3075軒(2007年)		
平和文化強化プログラム		ワークショップ開催、CD作成、ニュースレター発行	不明
計			676,088,500,000

(出典) BRA 2007より筆者作成

あることは、一般的には村長が証明した⁴⁾。しかし、民兵に公式な身元証明を出したのは、「交渉

4) インドネシア国軍・警察詰所に勾留された場合は、勾留した部隊、分軍支部（Koramil：Komando Rayon Militer）、郡警察署（Polsek：Kepolisian Sektor）からの証明書、健康を害した場合は医師の診断書が必要とされた。

当初から政府は、民兵は国軍と何の関係もなく、非合法的な集団だと主張していた」[メリカリオ 2007: 253] にもかかわらず、地域の国軍司令官だった。

2006年5月までは、支援を受けるための基準が甘かったため、支援申請件数は3万件にものぼったという。間違った申請のため、返却される書類も多かった。なにしろ、ほとんどの人びとにとって、申請という行為自体がはじめてである。申請をあつかうBRA職員は少なく、BRAはしばらく受付を中止せざるを得ないほどだった。

現金がもらえるという情報に人々はわきたったが、それはアチェの貧困レベルの低さを示したただけだった [メリカリオ 2007: 253]。

和平再統合プログラムは、こうして混乱とともに開始された。

3. 住宅支援をめぐる被害者の「証言」

3.1 住宅支援の概要

紛争中に家屋を燃やされたり、壊されたりした被害者に対して実施されたのが、住宅支援である。住人が長期間にわたって避難を迫られ、手入れできなかったことから自然に破損した家屋も含まれた。

住宅支援の目的は、以下の4点である。

- (1) 紛争によって家を失った人びとに、適切な住処を準備する
- (2) 住処を失った人びとに安心と自信を与え、平常の活動に戻れるようにする
- (3) 崩壊したコミュニティを再建し、人びとの社会経済状況を戻す
- (4) 紛争に関与した者と紛争の影響を受けた者との社会的紐帯を修復する

住宅支援を実施するために設置されたのが「住宅タスクフォース」である。タスクフォースは、代表、技術監督コーディネーター、地域⁵⁾ コーディネーター4人から成る。県・市レベルでもコーディネーター1人が配置された。25軒ごとに1人、郡全体で132人の相談員が「現場チーム」として被害者と直接やりとりし、家屋建設を進めるだけでなく、被害者が本当に支援を受ける権利をもっているのか確認した [BRA 2007: 46]。

支援を受けるにあたって、優先順位が高いのは、燃やされたり、壊されたりした家屋のあった場所に戻っているが一時的な住処に身を寄せている人びと、寡婦（かつ経済的能力が低い）そのほか脆弱な人びとである。すでに援助機関や政府に家屋を建設されている場合は、2004年に社

5) 住宅支援に際して、アチェは以下4地域に分けられた [BRA 2007: 46]。

第1地域：サバン市、アチェ・ジャヤ県、大アチェ県、ピディ県、ビルン県

第2地域：ロスマウェ市、北アチェ県、東アチェ県、ランサ市、タミアン県

第3地域：ベネル・メリア県、中アチェ県、ガヨ・ルゥス県、南東アチェ県

第4地域：西アチェ県、ナガン・ラヤ県、南西アチェ県、南アチェ県、シンキル県

アチェ紛争後社会の課題（1）

表2 家屋支援実施状況（2005～2007年）

	県・市	年			計
		2005	2006	2007	
1	大アチェ	50		58	108
2	ピディ	327	250	362	939
3	ビルン	196	249	450	895
4	北アチェ	128	250	500	878
5	東アチェ	150	300	600	1050
6	ベネル・メリア	1096		100	1196
7	中アチェ	636		50	686
8	西アチェ	200	150	50	400
9	南アチェ	100	75	300	475
10	南東アチェ	50		50	100
11	シンキル	50	50	50	150
12	アチェ・ジャヤ		276	100	376
13	ナガン・ラヤ	75		75	150
14	南西アチェ	50	50	50	150
15	タミアン	75	50	100	225
16	ガヨ・ルウス	50		50	100
17	バンド・アチェ				0
18	ロスマウエ			100	100
19	サバン			5	5
20	ランサ	20	25	25	70
	計	3253	1725	3075	8053

(出典) BRA 2007 : 33-34

会局が建設したものを除き、BRAからの住宅支援を受けることができない [BRA 2007 : 43]。

BRAの住宅支援による家屋は、燃やされたり、壊されたりした家屋のあった場所に建設される。すでに移転した被害者は、以下の書類を提出する必要があった [BRA 2007 : 42-43]。

- (1) 同じ郡内の別の村に建設する場合：以前と現在の村長からの証明書
- (2) 同じ県・市内の別の郡に建設する場合：以前と現在の村長、郡長の証明書
- (3) 別の県・市内に建設する場合：以前と現在の村長、郡長の証明書およびBRAの推薦状
住宅支援といっても、家屋そのものが支援されるわけではない。タイプ36（6×6メートル）

の家屋建設費用として、被害者が開設した銀行口座に3500万ルピア（約30万円）⁶⁾が2回に分けて振り込まれる。つまり、家屋建設は被害者自身で進めなくてはならない。それまでの支払い証明に加えて、タスクフォースが作成した建設作業報告書を提出してはじめて、2回目の支援金を受領できること、1回目の支援金受領後60日以内に完成させなくてはならないことも定められた[BRA 2007: 43]。

こうして、2005～2007年のあいだに、19の県・市で、8053件の住宅支援が実施された（表2）。住宅支援を受けた被害者の25.7パーセントは女性だったという[BRA 2007: 34]。

3.2 シャムシアの場合

北アチェ県クタ・マクムル郡グハ・ウレ村のシャムシア⁷⁾は、住宅支援を受けた女性のひとりである。グハ・ウレ村は、「軍事作戦地域寡婦フォーラム（Forja DOM: Forum Janda Daerah Operasi Militer）」⁸⁾のグループがある村のひとつで、シャムシアもグループに参加している。

ブラン・グラ村出身のシャムシアは1980年ごろ、グハ・ウレ村のM・ナシルと結婚した。2人はブラン・グラ村のシャムシアの実家に住んでいたが、M・ナシルが1986年、自由アチェ（AM: Aceh Merdeka）⁹⁾に参加したことから、グハ・ウレ村に近いブラン・ムランデ村に家建て移った。川縁にあり、家同士が離れていたことから、AMメンバーが集まるのに適していたためである。M・ナシルは、自宅にAMメンバーを住ませ、人びとにAMの活動を伝える算段について話し合いを重ねた。

1976年の独立宣言から10年たったこの時期、AMは1976年の教訓から、支持層を拡大し、メンバーを拡大することに努めていた。この動きがインドネシア政府に知られるところとなり、1989年、アチェは軍事作戦地域（DOM）に指定される。インドネシア国軍部隊がアチェに派遣され、村長はすべての村からAMメンバーが出て行くよう呼びかけた。M・ナシルも、仲間とともに家を離れた。その後、インドネシア国軍兵士が、M・ナシルの居場所を尋ねに来たため、シャムシアはブラン・グラ村にある祖父の家に移った。無人となったブラン・ムランデ村の自宅は1990年4月、何者かに焼かれた。

M・ナシルは1990年12月13日朝4時ごろ、母方のいとこの家で、インドネシア国軍兵士に逮

6) 2005年には、相談員、支援の監視や評価のための費用50万ルピアが差し引かれ、3450万ルピアが支援された[BRA 2007: 32]。

7) 1962年生まれ、2010年3月13日インタビュー。

8) ロスマウエのNGO「公正のための女性ネットワーク（Jari Aceh: Jaringan Perempuan unuk Keadilan Aceh）」が、北アチェ県4郡7村の紛争被害女性を組織化したグループの総称。女性たちの紛争中の体験については、[佐伯2004][佐伯2005]を参照されたい。

9) GAMは、1998年5月のスハルト退陣以降の民主化・改革の流れで、海外に避難していたメンバーがアチェに戻り、本格的な武装闘争を開始する。それ以前の組織の呼称はAM、それ以降はGAMと区別されている。なお組織の正式名称は、「アチェ・スマトラ民族解放戦線（ASNLF: Aceh Sumatra National Liberation Front）」である。

捕された。同じとき、M・ナシルの妹フディア（Forja DOM事務局長、グハ・ウレ村グループの代表）の夫であるM・タイプも自宅で捕まった。国軍兵士は「治安攪乱分子（GPK：Gerakan Pengacau Keamanan）を捕まえたぞ」と言って、村のバレーボール場で2人を拷問した。集められた村の人びとも、2人を殴るよう命じられた。その後、2人はブロー・ブラン・アラにある分軍支部へと連行された。後ろ手で縛られ、目は覆われ、パンツ以外の衣服を脱がされていた。シャムシアの4人の子どもは、連行される父親の姿を目撃している。「お父さん」と叫んだが、M・ナシルは身振りで自分を呼ばないように伝えたという。M・ナシルとM・タイプは目を覆われたまま、1晩、分軍支部の鉄棒に吊されたのち、おそらくロスコンのマタン・ウビ村にあった特殊部隊（Kopassus：Komando Pasukan Khusus）へと移され、そこで消息は途絶えた。いまでも2人の行方はわからない。

M・ナシルの事件後、祖父はシャムシアと住むことを嫌がるようになった。家が燃やされることを恐れたためである。シャムシアは1991年、祖父の家の隣に掘って立て小屋を建て、そこで小作で4人の子どもを育てたのだった。

シャムシアは2007年、BRAの住宅支援3500万ルピアを受け、この掘って立て小屋を修繕した。支援金は、2回に分けて、地方開発銀行（BPD：Bank Pembangunan Daerah）に振り込まれた。しかし、支援金を引き出し、銀行を出たシャムシアを、相談員が待ち受けていた。「自分にもよこせ。飲みもの代（チップ）だ」シャムシアは、250万ルピアずつ計500万ルピアを彼に渡さなくてはならなかった。

3.3 ウミヤの場合

北アチェ県シンパン・クラマツ郡パヤ・トゥング村のウミヤ¹⁰⁾（南東アチェ県出身）と夫ムハンマド・ディン（南アチェ県出身）は1988年、北アチェ県に移住し、国営第5ヌサンタラ農園会社（ゴム）で働いており、第4居住区に住んでいた。この農園会社には、ジャワ島からの移住者もいたという。

1990年7月12日、第4居住区で空き家1軒が燃やされる事件が起きた。翌13日にはリラワンサ軍分区、さらに夜には北スマトラ州から空挺部隊が派遣され、第3居住区に駐屯する。以来、農園会社で働くアチェ人のみが「消える」事件が起きるようになった。ウミの記憶では、7月16日に1人、17日に2人、18日に2人……と第4居住区だけでも14人が、ほかの居住区も入れると6カ月間で約50人が「失踪」したという。ウミヤの夫ムハンマド・ディンも7月18日に行方がわからなくなった。

その夫の遺体を掘り起こしたのは、2007年5月6日のことである。当時、農園会社で働いていたジャワ人のグナワンの知らせを受けたからだった。グナワンは1999年、スハルト退陣後にGAMが勢力を拡大していたときに、アチェを離れた。第4居住区のジャワ人の家十数軒が燃やされ、国軍の情報提供者（チュアック）だった2人がGAMに殺害されたためである。アチェを

10) 生年不明、2008年8月22日インタビュー。

離れたグナワンは、その後ジャワに戻り、カリマンタンに出稼ぎに行っていたようだ。ウミヤは、カリマンタンにいるグナワンの携帯電話番号を、偶然入手し、グナワンに便りを尋ねるSMSを送信した。グナワンからの返事は「怖くて言うことができず、ずっと気になっていたことがある。居住区の○×を掘ってみなさい」と、驚くべきものだった。

ウミヤは、グナワンに詳細な地図を書いて送ってもらい、指示どおりの場所から夫の遺体を掘り起こした。腕を縛られ、座った姿勢で埋められていたという。

1990年7月の事件以来、農園からパヤ・トゥンゴ村に下りて暮らしてきたウミヤは2007年、BRAから住宅支援3500万ルピアを受けている。2004年はじめ、県政府からも1000万ルピアの援助を受け、簡素な家を建てていたため、この3500万ルピアで家を修復した。

3.4 アイシャ・ダウドの場合

北アチェ県ニサム郡ムナサ・クルン村のアイシャ¹¹⁾は、ウミヤとほぼ同じ体験をした。アイシャは1990年11月25日、国軍によって夫サフルディンを誘拐された。夫だけではない。クタ・マクムル郡ピファック村に住むアイシャの父ダウドも、同じ日に国軍に誘拐されている。

夫とともに誘拐されたムナサ・クルン村のプテ・ディは、特殊部隊の駐屯地であったランチュン・キャンプ¹²⁾に監禁されたが、25日後に解放された。いっぽうプテ・ディと引き離された夫は、北アチェ県警察に連行されたようだ。当時、県警察に留置されていたアイシャの叔父（ダウドの弟）カリムが、サフルディンの姿を目撃している。カリムは、GAMの拠点であるムアラ・ドゥア郡パロー村の住民で、同じ村のほか5人とともに警察に捕まっていた。5カ月の留置を経て釈放されたカリムは、サフルディンとパロー村の5人がトラックに乗せられて、どこかへ連れて行かれたと、アイシャに伝えている。アイシャの夫、父2人の行方は、いまだ不明である。

アイシャと夫サフルディンは、ウミヤと同じく国営第5ヌサンタラ農園会社で働いており、第4居住区に住んでいた。1990年7月、この第4居住区で空き家が燃やされる事件が起き、情勢が緊迫した。多くの住民が農園から村へ下り、アイシャたちもムナサ・クルン村で借家暮らしをはじめた。夫が誘拐された事件ののちも、アイシャは水田で、息子はアブラヤシ農園で、農業労働者として賃労働してきた。紛争被害者への弔慰金として、2006年に300万ルピアを渡されたが、住宅支援は受けられずにいる。

3.5 アブドゥラ・アリの場合

北アチェ県ニサム郡西ガンボン村チョッ・ニボン集落のアブドゥラ・アリ¹³⁾は、1999年に起き

11) 1950年生まれ、2008年8月29日インタビュー。

12) ランチュン・キャンプは、日本の天然ガス開発借款318億円（1974年）で建設されたアルンNGL社（液化天然ガス生産）敷地内にあった。アメリカの国際労働権利基金は2001年、アチェ在住の11人を代理して、外国人不法行為請求権法にもとづき、天然ガスを採掘していたエクソン・モービルとアルンNGL社に対する訴訟を、コロンビア特別区連邦地方裁判所に提起している〔佐伯2010〕。

13) 1953年生まれ、2008年2月16日インタビュー。

たインドネシア国軍とGAMの武力衝突後、インドネシア国軍によって家を燃やされた。

BRA設立直後の2006年3月、BRA北アチェ県事務所長ヌルディン・ヤシンがスタッフとともにニサム郡を訪れ、被害者は郡役場の庭に集まった。ヌルディン・ヤシンが、タイプ36の家屋(6×6メートル)12軒を建設する予算がニサム郡に配分されると説明すると、郡役場は大混乱に陥った。ニサム郡ではすでに約300人が住宅支援申請していたためである。

説明を中断せざるを得なくなったヌルディン・ヤシンが郡役場内に入ると、ニサム郡の元GAMメンバーであるM・ユスフが演説をはじめた。M・ユスフは、以前から尊大なことで恐れられていた人物で、このときも「指示に従わないなら、家のことは自分たちでどうにかしろ」と被害者を脅している。それでも、M・ユスフら地元の元GAMメンバーがヌルディン・ヤシンと交渉し、48軒まで支援が出ることになった。

アブドゥラ・アリの申請書類は、M・ユスフが準備し、アブドゥラ本人とM・ユスフの部下がBRA北アチェ県事務所に提出した。この部下に「コピーしなくてはならないから、早く署名しろ」と急かされた。そのときは気づかなかったが、書類のなかには、M・ユスフに支援金引出しを委任する書類も含まれていたようだ。支援を受け取るために条件とされている地方開発銀行(BPD)の口座を開設することもなく、アブドゥラはM・ユスフから現金20万～500万ルピアを複数回にわたって渡されるだけだった。家屋の建設は、M・ユスフがおこなった。2008年2月まで、アブドゥラが受け取ったのは1830万ルピアだけである。

3.6 ムハンマド・ハルンの場合

北アチェ県シンパン・クラマツ郡キロメートル8村出身のムハンマド・ハルン¹⁴⁾は、紛争中だけでなく和平合意後も「避難民」生活を強いられた。紛争中に家を失ったムハンマドは、同郡キロメートル6村の第4小学校教員宿舎で暮らす。

ムハンマドが避難生活を余儀なくされたのは1999年、国営第1ヌサンタラ農園社(アブラヤシ)に駐屯するインドネシア国軍ラジャワリ部隊が、彼の住むキロメートル8村ロン・キランで作戦を展開して以降である。部隊は、子どもを含む33人の住民を、村のアブラヤシ農園まで連行した。そのうち4人がさらに森に連れて行かれ、残った29人は農園で4時間とどめられた。翌朝、森に連れて行かれた4人のうち3人が、遺体で発見される。1人は撃たれそうになったとき、25mの深さの崖に飛び込んで逃げおおせたという。これ以来、キロメートル8村の住民たちは、キロメートル6村にある第4小学校、シンパン・クラマツのモスク、ロスマウエの職業訓練学校と、避難場所を転々と移しながら暮らしてきた。

2003年5月にアチェで軍事戒厳令が布かれた際、国軍は、GAMと民間人を分離させるため、とくに内陸部の住民を仮設住宅に集め、自分たちの監視下に置いた。キロメートル8村の住民も、このときムアラ・バトゥ郡ルットの仮設住宅に移住させられる。しかし許されて、村に戻ったとき、彼らの家はなくなっていた。ムハンマドの家も例外ではなかった。

14) 1956年生まれ、2009年3月26日インタビュー。

ムハンマドは2007年ごろ、BRAに住宅支援を申請した。村のなかには、住宅支援を受けた人もいるが、ムハンマドほか数人はまだ援助を受けていない。2004年の選挙キャンペーンの際に配られた、もはや色褪せ、あちらこちらに穴の開いた政党Tシャツを着るムハンマドは、「これが自分の運なのだろう。(和平合意が結ばれても) なにも変わらない。いまでも昔もゴムの樹液を採取するだけだよ」と沈黙することを選択していた。

4. 被害者の「証言」にみる支援の問題

4.1 不明確な支援対象

住宅支援をめぐる被害者の「証言」は、アチェ特有の、もしくは普遍的な支援の問題を浮き彫りにする。

ウミヤとアイシャは、紛争中に同じ場所で、そして同じ経緯で家を失った。夫の遺体が発見されたか否かの違いはあるが、どちらも夫が「強制失踪」した寡婦である。それにもかかわらず、ウミヤは住宅支援を受け、アイシャは住宅支援を受けていなかった。

もちろん、筆者がインタビューしたあとに、アイシャが住宅支援を受けた可能性は十分ある。しかし、少なくともインタビューした2008年8月の段階で、アイシャは自分が住宅支援を受けられるのか、受けられるとすれば時期はいつなのか、受けられないとすればどの条件を満たしていないのか、まったく知らされていなかった。ムハンマド・ハルンにいたっては、住宅支援を受けることを諦めていた¹⁵⁾。

では、和平合意による支援を受けるために、どのような条件が必要なのか。これはまた、誰が被害者なのかという問題ともかかわってくる。家族を失った人、家屋や財産を失った人、職を失った人、軍事作戦や武力衝突で避難を迫られた人、不当に拘束された人、拷問を受けた人、健康を害した人、インドネシア国軍とGAMの双方によって民兵や戦闘員、諜報部員として動員された人……アチェの人びとは、ほとんど紛争の影響を受けていた。

30年間紛争を経験したアチェでは全家庭が自分たちは基準を満たしていると考えそうだった。家屋を失った人だけでも10万人と見られていた [メリカリオ 2007: 252]。

BRAの最初の仕事は、この条件をつくることだったが、BRAは被害者というカテゴリーを広

15) 本稿を執筆するにあたり確認したところ、ムハンマド・ハルンは2010年、住宅支援を受け、それまで暮らしていた第4小学校前に家屋を建設したという。しかし2016年に失明しており、10年超の「避難」生活を終えて得られたであろう平穏な暮らしは長くはつづかなかったようだ。

いま線引きせず、明確な定義づけをおこなうことはなかった¹⁶⁾。誰が何の支援を受けられるのかあいまいなまま、和平再統合プログラムにおける被害者支援は進められたのである。

4.2 元GAMメンバーの関与

支援を受ける対象になれるかどうかには、アブドゥラ・アリの「証言」が示すとおり、時として地元の元GAMメンバーの意向が影響した。それをみて、被害者はますます、元GAMメンバーと関係が近いかどうか、元GAMメンバーに「手数料」を払う意志があるかどうか、支援を受けられるかどうかを左右すると考えるようになっていった。

申請に際し、元GAMメンバーが「口利き」し、被害者はその見返りとして「飲みもの代」や「タバコ代」を要求される。被害者が申請手続きに慣れておらず、またBRA事務所まで申請書を提出するための交通費を捻出できないことも、その背景にあった。

こうして、被害者支援対象選別の段階から、「汚職・癒着・縁故主義 (KKN : Korupsi, Kolusi dan Nepotisme)」が横行することになった。元GAM和平交渉担当者で、BRA事務局長だったM・N・ジュリ¹⁷⁾によれば、支援対象のデータ収集に際し、BRA、警察、アチェ移行委員会 (KPA : Komite Peralihan Aceh)¹⁸⁾、郡長から成るチーム (1チーム32人) を編成、5億6700万ルピアの費用をかけて訓練したが、実際には正確ではないデータも多く、とくに住宅支援においては過半数のデータが操作されていたという。

多くの被害者は、自分たちこそが最優先して支援されるべきだと主張する。元GAMメンバーは、自身の選択で闘争に参加したが、自分たちはその紛争に巻き込まれたと考えているからだ。

しかし、元GAMメンバーが支援対象を選別し、「口利き」し、支援を「とってきてやった」ことから、支援はむしろ、一部の元GAMメンバーの支配力を強める「武器」となった。このことは、和平合意覚書1.3.9.で、「GAMは津波後の復興をおこなうために設置された機関のあらゆるレベルに完全に参加する」と定められたことからみとれる。元GAMメンバーに職を与え、社会復帰 (再統合) させれば、紛争の再発や犯罪の発生を防ぐことができるという言説が、こうした動きを助長したことも否めない。

16) BRAが被害者の線引きをしなかったことが、むしろ紛争によるレイプ被害女性を支援対象から排除することにつながったと指摘される。社会的タブーであるレイプ被害について、女性たちがBRAに報告することは難しく、BRAもまたこのようなセンシティブな問題に対応する特別なメカニズムをつくらなかった [Frödin 2008 : 55-56]。筆者が調査および支援活動をおこなっている北アチェ県パヤ・パコン郡アル・ロツ村では、2000年3月と2003年6月、計7人の女性がインドネシア国軍兵士にレイプされた。この7人はレイプ被害を訴えた数少ない被害者であり、被害者への経済支援をBRAに申請していたが、申請は郡レベルで却下されており、筆者がBRAに報告するまで支援を受け付けられずにいた。この女性たちの問題については、真相解明と責任追及に向けた取り組みの枠組みであつかう予定である。

17) 1940年生まれ、2008年9月2日インタビュー。

18) 社会復帰するまでの移行期にある元GAM戦闘員の受け皿となる組織。

4.3 支援効果の持続可能性

2006年5月2日付「BRA設立に関するアチェ州知事決定 (Keputusan Gubernur Provinsi NAD No. 330/106/2006 tentang Pembentukan Badan Reintegrasi-Damai Aceh)」では、BRAの主要な任務として以下の2点が挙げられている。

- (1) 紛争によって分断したアチェ社会を、宗教・教育・社会・政治・文化的アプローチを通じて再統一する
- (2) 経済的アプローチを通じて、紛争サイクルを断つ

これにしたがい、BRAには「社会文化」「経済」の2部門が設置され、住宅支援は「社会文化」部門の担当であった。住宅支援の目的が、「適切な住処を準備する」だけではなく、「住処を失った人びとに安心と自信を与える」「崩壊したコミュニティを再建する」「社会的紐帯を修復する」と、より社会文化的側面に踏み込んだものであったことから、BRAが、単なる資金供与にとどまらない和平再統合プログラムを実施しようという意志をもっていたことを示している。

社会文化的アプローチによる被害者支援は、それほど容易なことではない。被害者との信頼関係を築き、長期にわたって取り組む必要がある。しかし、BRAは、政治的にセンシティブな問題をあつかうということに加え、いくつかの制約を抱えており、社会文化的アプローチをとることに限界があった。2005～2008年まで、再統合と平和構築の専門家として、EUから派遣されたFrödinは、以下のように説明する。

時間的制約、支出に対する継続的な中央の統制、ニーズにもとづいた包括的な再統合プログラム（土地改革、生計手段の回復、雇用機会創出など）をデザインする能力の欠如のため、BRAは資金をすべての受益者に配分することに頼った。コミュニティの持続可能な経済発展より、脆弱な利害関係者の即時の満足を選択したのである [Frödin 2008 : 56]。

BRAの和平再統合プログラムは、表1が示すとおり、ほとんどが資金の供与というかたちで実施された。被害者への経済支援については別稿であつかう予定だが、1000万ルピア（約8万円）は、被害者が生活を立て直すための資本としては、まったく十分ではない。ほとんどの被害者の生活は、軍事作戦や武力衝突のために、水田や農園に行くことすらできなかった紛争中よりましになった程度だ。中長期的な効果をもたらすことのないまま、支援は「蒸発」してしまった。

4.4 不確実な資金調達

BRAの制約は、和平再統合プログラムと並行して進められた、アチェ・ニアス復興・再建庁 (BRR : Badan Rehabilitasi dan Rekonstruksi) によるスマトラ沖地震・津波後の復興支援と比較したときに明らかだ。同じ住宅支援をとっても、2007年の時点で、津波被災者に対しては1軒7000ユーロが支援されたいっぽうで、紛争被害者に対しては3500ユーロのみという格差があった。

なぜ、このような格差が生まれたのか。それは、BRRがスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領

によって設立された¹⁹⁾ いっぽうで、BRAはアチェ州知事決定にもとづいた機関であり、インドネシア政府の統制を受けることになったからである。このことは、とりわけ資金調達に影響した。インドネシア政府から年次ごとに予算が配分されるため、BRAは、長期計画を立てられないうえ、資金調達が不確実であることをいつも念頭において活動することを迫られた。

前出のM・N・ジュリによると、2007年度国家予算から7000億ルピアが配分されたが、実際に拠出されたのは2500億ルピアにすぎなかったという。残りの4500億ルピアは、2008年度国家予算に組み込まれたが、少なくとも2008年8月末までには拠出されていなかった。BRAは、2008年度アチェ州予算から出るBRA運営費用2350億ルピアで、プログラムを実施せざるを得なかったのである。

さらに、潤沢な津波被災者支援資金の使途は、津波関連の復興のみと厳格に限定されていた。津波と紛争両方の被害に対応するような包括的な活動は許されなかった。結果として、津波の被害が深刻だったバンダ・アチェから南西海（インド洋）岸沿いと、紛争の被害が深刻だった北東海岸（マラッカ海峡）沿いおよび中央山岳部で、その復興は不均衡なものとなった [Frödin 2008 : 56]。

5 おわりに

紛争と援助の関連性については、これまでも多くの議論がなされてきた²⁰⁾。本稿で強調しておきたいのは、紛争後の移行期を含め、紛争地での人道支援が、むしろ紛争を助長しかねない危険性をはらんでいるという指摘である。

支援は一部の人を助けるにすぎず、社会のなかで軋轢を生み出すかもしれない。支援を受けることができたグループと受けることができなかったグループのあいだに格差が発生するかもしれない。支援が紛争当事者によって流用され、紛争が長期化する資源としてつかわれるかもしれない。現地経済に悪い影響をもたらし、現地の価格をゆがめるかもしれない。

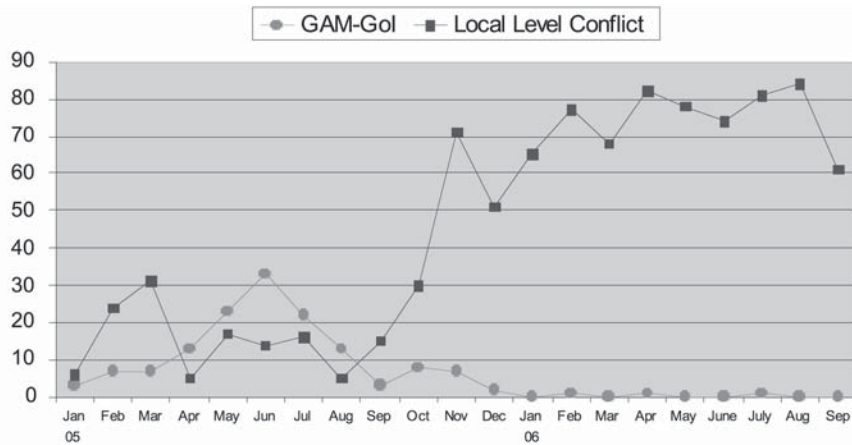
人道支援の国際的な規範のひとつである「Do No Harm」原則は、善意の動機とは裏腹に、支援が現地の社会に「害 (harm)」をもたらすかもしれないという「人道支援のジレンマ」から生まれたものである。

しかし、アチェの和平再統合プログラムにおいて、この過去の教訓が活かされたとは言いがたい。本稿で分析した住宅支援に関する紛争被害者の「証言」は、不明確な支援対象、元GAMメンバーの強要や汚職、持続可能でない支援効果、中央の統制と不確実な資金調達など、支援をめ

19) 2005年4月16日付「ナングロー・アチェ・ダルサラム州および北スマトラ州ニアス諸島の地域および社会生活復興・再建に関する2005年法に代わる政令第2号 (Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang Republik Indonesia No 2 Tahun 2005 tentang Badan Rehabilitasi dan Rekonstruksi Wilayah dan Kehidupan Masyarakat Provinsi Nanggroe Aceh Darussalam dan Kepulauan Nias Provinsi Sumatera Utara)」による。

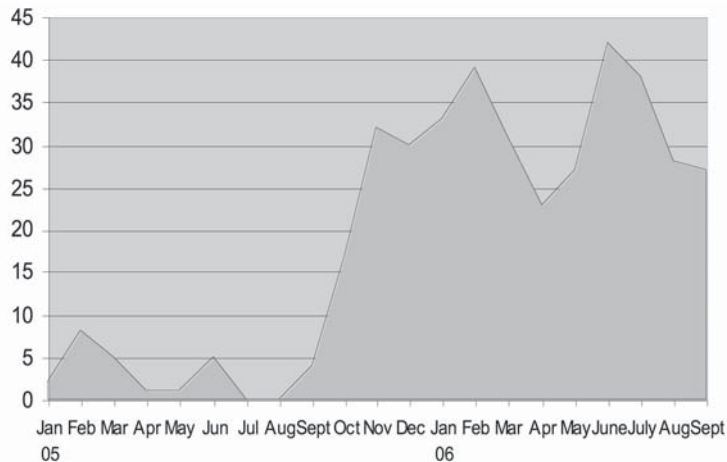
20) [アンダーソン2006] [稲田2004] [ブローマン2000] など。

図1 アチェ和平合意前後の紛争件数



(出典) World Bank/DSF 2006 : 1

図2 支援に関連する紛争件数



(出典) World Bank/DSF 2006 : 4

ぐる問題を示していた。

世銀によるアチェ紛争モニタリング調査の月例報告書では、和平合意後、GAMとインドネシア政府のあいだの紛争が激減したと指摘されている（図1、図2）。この支援に関連する紛争が急増したと指摘されている（図1、図2）。この支援に関連する紛争については、誰が関与したのか、紛争発生の理由や目的は何だったのか、どのような解決策がとられたのか（とられなかったのか）など、詳細な検証が必要だが、アチェの永続的な平和を左右する存在のひとつとして、支援が重要な位置を占めていることは明らかであろう。しかし、支援の問題は、冒頭で述べたとおり、やがて人びとの主要なイシューではなくなっていった。

政府計画に何にも期待していないアチェ人にとっては、ことはこれまでと同じように行われているだけだった。金があるならけっこう。でも、金は決して、彼らの手元には想定通り届かないことを彼らは何十年もかけて、学んでいた [メリカリオ 2007: 256]。

ムハンマド・ハルンの「なにも変わらない。いまも昔もゴムの樹液を採取するだけだよ」という「証言」にみられるように、多くの被害者は、支援をめぐる諸問題について、失望しつつも諦めとともに受け入れたのである。

引用文献

- 稲田十一編 (2004) 『紛争と復興支援：平和構築に向けた国際社会の対応』 東京：有斐閣
- 大阪外国語大学グローバル・ダイアログ研究会 (2006) 『痛みと怒り：圧政を生き抜いた女性のオーラル・ヒストリー』 東京：明石書店
- カトゥリ・メリカリオ (2007) 『平和構築の仕事：フィンランド前大統領アハティサーリとアチェ和平交渉』 協阪紀行記，東京：明石書店
- 佐伯奈津子 (2016) 「開発と紛争：インドネシア・アチェ ODA 事業による土地収用と住民の周縁化」『小さな民のグローバル学：共生の思想と実践を求めて』 甲斐田万智子・佐竹眞明・長津一史・幡谷則子 (編)，東京：上智大学出版
- (2010) 「アチェにおける天然ガス開発と紛争：企業の人権侵害への負担」『東南アジアの開発、資源、紛争・テロ』 早稲田大学アジア研究機構 2008～2009 年度現代東南アジア研究グループ報告書
- (2008) 「グローバル援助の問題と課題：スマトラ沖地震・津波復興援助の現場から」『地域立脚型グローバル・スタディーズ叢書 3 貧困・開発・紛争：グローバル/ローカルの相互作用』 幡谷則子・下川雅嗣 (編)，東京：上智大学出版
- (2005) 『アチェの声：戦争・日常・津波』 東京：コモンズ
- (2004) 「人びとの平和の実現に向けて：北アチェ県女性の証言を中心に」『グローバル時代の平和学 4 私たちの平和をつくる：環境・開発・人権・ジェンダー』 高柳彰夫・ロニー・アレキサンダー (編)，京都：法律文化社
- 西芳実 (2014) 『災害復興で内戦を乗り越える：スマトラ島地震・津波とアチェ紛争』 京都：京都大学学術出版会
- メアリー・B・アンダーソン (2006) 『諸刃の援助：紛争地での援助の二面性』 大平剛 (訳)，東京：明石書店 (原題は，Mary B. Anderson (1999), *Do No Harm: How Aid Can Support Peace - or War*, Colorado: Lynne Rienner Publishers)
- ロニー・ブローマン (2000) 『「明日への対話」人道援助，そのジレンマ：「国境なき医師団」の経験から』 高橋武智 (訳)，東京：産業図書
- BRA (2007), “Laporan Kegiatan Pemulihan Kondisi Sosial dan Pemberdayaan Masyarakat dalam Rangka Reintegrasi di Provinsi Nanggroe Aceh Darussalam Tahun 2005-2007”
- Lina Frödin (2008), “The challenges of reintegration in Aceh” *Accord Reconfiguring politics: the Indonesia - Aceh peace process*, Aguswandi and Judith Large (eds.), London: Conciliation Resources
- World Bank/DSF (2006), “Aceh Conflict Monitoring Update 1-30 September 2006”

資料 インドネシア政府と自由アチェ運動（GAM）の和平合意覚書（仮訳）

インドネシア政府とGAMは、あらゆる者にとっての尊厳をもって、平和的、包括的、永続的にアチェ紛争を解決する努力を払う。

両者は、インドネシア共和国単一国家および憲法のもとで、民主的で公正な手続きを経て、アチェ民衆の統治が実現しうる条件を整えることを決意する。

両者は、紛争の平和的な解決のみが、2004年12月26日の津波後のアチェ復興を可能にするものと確信する。

紛争当事者は、相互信頼醸成に尽力する。

本覚書は、移行プロセスを示す合意の内容と原則を詳述する。

この目的を達成するために、インドネシア政府とGAMは以下に合意する。

1. アチェの統治
 - 1.1. アチェ統治に関する法律
 - 1.1.1. アチェの統治に関する新たな法律を、可能な限り早期に、かつ遅くとも2006年3月31日までに公布、施行する。
 - 1.1.2. アチェ統治に関する新たな法律は、以下の原則にもとづく。
 - a) アチェは、憲法上インドネシア政府が権限を有する外交、国防、治安、金融および財政、正義および宗教の自由に関する政策を除き、行政および司法とともにすべての公共部門における権限を行使する。
 - b) インドネシア政府が結ぶ国際合意は、アチェの特別な利益に関連する場合、アチェ立法府との協議と合意のもとに施行される。
 - c) アチェに関連するインドネシア国会の決定は、アチェ立法府との協議と合意のもとにおこなわれる。
 - d) アチェに関連するインドネシア政府の施策は、アチェ行政府の長との協議と合意のもとに実施される。
 - 1.1.3. アチェの名称、選出される上級の政府職員の肩書は、来る総選挙後にアチェ立法府が定める。
 - 1.1.4. アチェの境界は、1956年7月1日時点の境界とする。
 - 1.1.5. アチェは、旗、紋章、賛歌など、地域の象徴を用いる権利を有する。
 - 1.1.6. アチェのカヌン（イスラーム法規範）は、アチェ民衆の歴史的伝統および慣習を尊重するとともに、アチェの現代的な法的要請を反映し、再編算される。
 - 1.1.7. すべての儀礼的な特質と権限をもつワリ・ナングロー機関が設立される。
 - 1.2. 政治参加
 - 1.2.1. 可能な限り早期に、かつ本覚書調印後1年以内に、インドネシア政府は、国の基準に適

アチェ紛争後社会の課題（1）

合するアチェ基盤の地方政党の設立について合意し、推進する。アチェ民衆の地方政党への願いを理解し、インドネシア政府は、本覚書調印後1年以内に、もしくは遅くとも18カ月以内に、国会と協議して、アチェの地方政党設立のための政治的・法的条件を整える。適切な時期に本覚書を実施することは、その目的の達成に貢献するものである。

- 1.2.2. 本覚書の調印によって、アチェ民衆は、2006年4月およびそれ以降にアチェで実施される選挙において、選出されるすべての政府職員の候補を指名する権利を有する。
- 1.2.3. アチェ統治に関する新たな法律のもと、2006年4月にはアチェ行政府の長とそのほかの選挙される政府職員、2009年にはアチェ立法府議員を選出するため、自由で公正な地方選挙が実施される。
- 1.2.4. 2009年までアチェ立法府は、アチェ行政府の長の合意なく、いかなる法令も制定してはならない。
- 1.2.5. アチェのすべての人びとは、2006年4月の選挙より前に、新たに通常の身分証明書を交付される。
- 1.2.6. すべてのアチェ民衆の地方選挙および国政選挙への参加は、インドネシア共和国憲法に沿って保障される。
- 1.2.7. アチェにおける選挙を監視するため、外部からの監視員を招聘する。地方選挙は、外部からの技術的支援を受けて実施されうる。
- 1.2.8. 選挙資金は完全な透明性を有するものとする。

1.3. 経済

- 1.3.1. アチェは外部からの借款を通じて、資金を獲得する権利を有する。アチェは、インドネシア中央銀行が定めるものとは異なる金利を定める権利を有する。
- 1.3.2. アチェは、その公的な活動のため税金を徴収する権利を有する。アチェは、国内外で貿易・商業活動をおこない、外国からの直接投資や観光をアチェに誘致する権利を有する。
- 1.3.3. アチェは、アチェの領海に存在する天然資源への権限を有する。
- 1.3.4. アチェは、アチェの領域および領海において、現在および将来にわたって炭化水素鉱床およびそのほかの天然資源から生じる歳入の70%を得る権利を有する。
- 1.3.5. アチェは、アチェの領域のすべての港、空港を建設、管理する。
- 1.3.6. アチェは、インドネシア共和国の他地域と関税その他の障壁なしに自由貿易をおこなう。
- 1.3.7. アチェは、海路、空路を通じて、障壁なしに直接外国へアクセスする権限を有する。
- 1.3.8. インドネシア共和国は、中央政府とアチェのあいだでの歳入の確保および分配について、外部の監視機関が確認をおこなうことおよびアチェ行政府の長にその結果を報告することに同意することにより、透明性の確保に努めるものとする。
- 1.3.9. GAMは、津波後の復興をおこなうために設置された機関（BRR）のあらゆるレベルに完全に参加するために、代表を選任するものとする。

- 1.4. 法の支配
 - 1.4.1. 立法, 行政, 司法の権力を分離する。
 - 1.4.2. アチェ立法府は, 国連「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際規約」で定められた普遍の人権原則にもとづき, アチェで法規を再策定する。
 - 1.4.3. インドネシア共和国司法制度の一部として, アチェで設置される高等裁判所を含め, 司法制度は中立で, 独立したものとする。
 - 1.4.4. アチェ警察長官, 検事長の任命は, アチェ政府首長の合意を得なくてはならない。常駐の警察官と検事の任命は, 国の基準に沿って, アチェ行政府の長との協議, その合意によってなされる。
 - 1.4.5. アチェにおける国軍兵士の一般犯罪は, アチェの一般法廷で裁かれる。
2. 人権
 - 2.1. インドネシア政府は, 国連「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」「経済的, 社会のおよび文化的権利に関する国際規約」を遵守する。
 - 2.2. アチェのための人権法廷が設置される。
 - 2.3. インドネシアの真実と和解委員会によって, アチェで真実と和解委員会が設置される。その任務は, 和解方法を策定することである。
3. 恩赦と社会への再統合
 - 3.1. 恩赦
 - 3.1.1. インドネシア政府は, 憲法手続きに従い, 可能な限り早期に, かつ遅くとも本覚書調印後15日以内に, GAMの活動に関与した全員に対して恩赦を与える。
 - 3.1.2. 紛争のために勾留されている受刑者および政治犯は, 可能な限り早期に, かつ遅くとも本覚書調印後15日以内に, 無条件で釈放される。
 - 3.1.3. 監視ミッション代表は, 監視ミッションの法律顧問の助言にしたがい, 争いとなる案件の決定をする。
 - 3.1.4. GAMメンバーによる本覚書調印後の武器使用は覚書違反とみなされ, そ者の恩赦を取り消すこととする。
 - 3.2. 社会への再統合
 - 3.2.1. 恩赦を与えられた, もしくは刑務所ならびにほかの収容施設から釈放された者はすべて, インドネシア共和国国民として, 政治的, 経済的, 社会的権利ならびにアチェおよび国レベルの政治プロセスに自由に参加する権利を有する。
 - 3.2.2. 紛争中にインドネシア共和国籍を離脱した者は, その国籍を回復することができる。
 - 3.2.3. インドネシア政府とアチェ政府は, GAMの活動に関与した者が社会に再統合できるよ

アチェ紛争後社会の課題（1）

- う支援する。その取り組みには、元GAM戦闘員、恩赦を受けた政治犯、影響を受けた住民への経済的便宜の供与を含む。アチェ政府の権限のもと、再統合基金が設置される。
- 3.2.4. インドネシア政府は、紛争で破壊された公共ないし個人の財産の回復のため資金を配分し、アチェ政府がこれを管理する。
- 3.2.5. インドネシア政府は、アチェ政府に対し、元GAM戦闘員の社会への再統合、政治犯や紛争の影響を受けた民間人への補償を促進する目的で、十分な農地および資金を配分する。
- a) 元GAM戦闘員はすべて、適切な農地、仕事もしくは就労できないときはアチェ政府から適切な社会保障を受ける。
- b) 恩赦を受けた政治犯はすべて、適切な農地、仕事もしくは就労できないときはアチェ政府から適切な社会保障を受ける。
- c) 紛争による明白な損害を示すことができた民間人はすべて、適切な農地、仕事もしくは就労できないときはアチェ政府から適切な社会保障を受ける。
- 3.2.6. アチェ政府とインドネシア政府は、合意できない争いをあつかう紛争解決共同委員会を設置する。
- 3.2.7. GAM戦闘員は、国の基準にしたがって差別なく、アチェ常駐の警察官および兵士として仕事を獲得する権利を有する。
4. 治安
- 4.1. 遅くとも本覚書調印時点において、両者間のいかなる暴力行為も停止する。
- 4.2. GAMは戦闘員3000人の動員を解除する。GAMメンバーは、本覚書調印後に制服を着用したり、軍事的シンボルを示したりしない。
- 4.3. GAMは、アチェ監視ミッション（AMM）の支援を受けて、GAMメンバーが所持するすべての武器、弾薬、爆発物を廃棄する。GAMは840の武器を引き渡すことに合意する。
- 4.4. GAMの武器引き渡しは、2005年9月15日より開始、4段階に分けて実施され、2005年12月31日に終了する。
- 4.5. インドネシア政府は、アチェから国軍・警察の全派遣部隊を撤退させる。
- 4.6. 派遣部隊の再配置は、2005年9月15日から開始、GAMの武器引き渡しと並行して4段階に分けて実施され、段階ごとにAMMの確認を受け、2005年12月31日までに終了する。
- 4.7. 再配置後のアチェ常駐の国軍部隊の数は1万4700人とする。再配置後のアチェ常駐の警察勢力の数は9100人とする。
- 4.8. 本覚書調印後、国軍の大規模な移動は停止する。1小隊以上の移動については、和平監視ミッション代表に事前に通告する必要がある。
- 4.9. インドネシア政府は、あらゆる違法な集団が所有する不法違法な武器、弾薬、爆発物を回収する。
- 4.10. 常駐の警察は、アチェにおける法と秩序に責任をもつ。

- 4.11. 国軍は、アチェの対外的な防衛に責任をもつ。平和で平常の状況下では、アチェに存在するのは常駐の国軍部隊のみである。
- 4.12. アチェの常駐の警察官は、人権尊重を確立するため、アチェや海外で特別な研修を受ける。
5. アチェ和平監視ミッションの設置
- 5.1. アチェ和平監視ミッション（AMM：Aceh Monitoring Mission）は、欧州連合（EU：Europe Union）と東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South-East Asian Nations）からの参加国によって設置され、本覚書における両者の約束遵守状況を監視する。
- 5.2. AMMの任務は以下のとおりである。
 - a) GAMの動員解除、武装解除の監視
 - b) 国軍・警察派遣部隊の再配置の監視
 - c) 活動中のGAMメンバーの社会統合の監視
 - d) 人権状況の監視および本分野における支援
 - e) 法規の改正プロセスの監視
 - f) 争いとなる恩赦案件の決定
 - g) 本覚書違反の申立てについての調査および決定
 - h) 両者との良好な関係の維持と協力
- 5.3. 覚書調印後、インドネシア政府とEUのあいだで、ミッション地位協定（SoMA：Status of Mission Agreement）が調印される。SoMAは、AMMおよびそのメンバーの地位、特権、免責について定義する。インドネシア政府に招聘されて参加していたASEAN諸国は、SoMAを受け入れ遵守することを文書で確認する。
- 5.4. インドネシア政府は、AMMへの関与と支持を表明するEUおよびASEAN諸国に対する文書を作成することで、AMMの活動を全面的に支持する。
- 5.5. GAMは、AMMへの関与と支持を表明するEUおよびASEAN諸国に対する文書を作成することで、AMMの活動を全面的に支持する。
- 5.6. 両者は、AMMが安全に活動できる状況を提供するとともに、全面的な協力を表明する。
- 5.7. 監視チームは、アチェで制限なく移動する自由をもつ。AMMは、本覚書で記される任務のみ受け入れる。両者は、AMMの行動に拒否権を有さず、もしくはAMMの活動を管理しない。
- 5.8. インドネシア政府は、インドネシアのすべてのAMMメンバーの治安に責任をもつ。AMMメンバーは武器を携行しない。AMM代表は、例外的にインドネシアの治安部隊の同行なしでパトロールをおこなうと決定できる。その場合、インドネシア政府は事前に通告され、当該パトロールの安全に責任をもたない。
- 5.9. インドネシア政府は、GAMと協力して、武器回収場所を用意し、武器回収チームを支援する。

アチェ紛争後社会の課題（1）

- 5.10. 武器ならびに弾薬は、回収後ただちに破壊される。このプロセスは完全に記録され、必要に応じて公開される。
 - 5.11. AMMは監視ミッション代表に報告し、代表が日常的に両者および必要に応じてそれ以外、ならびにEUとASEANからの参加国に指名された者または事務所に報告する。
 - 5.12. 本覚書調印後、監視ミッション代表とともに本覚書に関連するあらゆる事項を担当する1人の上級代表を指名する。
 - 5.13. 両者は、軍事および再建問題を含め、AMMへの通告責任手続きに合意する。
 - 5.14. インドネシア政府は、AMM要員のための緊急医療サービスや病院での治療に関する必要な措置をとる。
 - 5.15. インドネシア政府は、透明性を保つため、国内・国外メディアの代表のアチェへの完全なアクセスを許可する。
6. 紛争解決
- 6.1. 本覚書実施について紛争が生じた場合、速やかに以下の方法で解決される。
 - a) 原則として、本覚書実施について生じた紛争は、監視ミッション代表が両者と協議し、両者がただちに必要な情報を提供して解決される。監視ミッション代表が、両者を拘束する決定をおこなう。
 - b) 監視ミッション代表が上記の方法では解決されないと結論づけた場合は、監視ミッション代表が両者の上級代表と協議したのち、両者を拘束する決定をおこなう。
 - c) 上記いずれの方法でも解決されない事件においては、監視ミッション代表がインドネシア共和国政治・法・治安担当調整大臣、GAM政治指導者、危機管理イニシアチブ（CMI：Crisis Management Initiative）理事長に報告するとともに、EU政治治安委員会に通告する。協議ののち、CMI理事長が、両者を拘束する決定をおこなう。

インドネシア政府とGAMは、本覚書の文言またはその趣旨に合致しない行動はとらない。

2005年8月15日月曜日、フィンランド・ヘルシンキにおいて3部調印する。

インドネシア共和国政府代表
ハミド・アワルディン
法・人権大臣

GAM代表
マリク・マフムド
指導者

名古屋学院大学論集

証人

マルティ・アハティサーリ

フィンランド前大統領

CMI理事長

和平プロセス仲介者

* 和平合意覚書の訳出にあたっては、英語版に加え公式のインドネシア語訳版を参照した。

英語：http://www.acehpeaceprocess.net/pdf/mou_final.pdf

インドネシア語：http://www.achehtimes.com/timeline/doc/MoU_Bahasa.pdf

2017年7月10日最終アクセス